

## 広陵町自治基本条例審議会 項目別論点と事例（参画ブロック）

検討ブロックは、第 4 回審議会（20191019）にて修正。

アミカケ部分は、第 5 回審議会にて各部会にてご審議いただく部分です。

総則・町民・議会首長 検討ブロック		住民自治・参画と協働 検討ブロック		団体自治・行政経営 検討ブロック	
中川部会長（審議会会長）		清水部会長（審議会副会長）		事務局→全体会	
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目
前文					
総則	目的	情報	情報公開・共有	行政経営	町政運営の原則
	定義		個人情報保護		総合計画
	基本理念	住民自治	住民自治のあり方・定義		行政組織
	基本原則		住民自治の原則		財政運営
条例	位置づけ(最高規範)、体系化		地域自治組織		法務政策
	見直し	基礎的コミュニティ	法令遵守、公益通報 (情報公開・共有)		
町民	運用、第三者機関	参加・参画と協働	参加、参画の権利		(個人情報保護)
	町民の権利と役割、責務		参加、参画と協働の制度		説明責任、応答責任
	子どもの権利		参画と協働のまちづくり		広報・広聴、パブリックコメント
	事業者の役割と責務		計画等への参画		行政手続
町民投票	審議機関への参画		行政評価		
議会	議会の役割、責務		まちづくり活動への支援	外部監査	
	議員の役割、責務、倫理	市民公益活動（NPO）	危機管理		
町長	町長の役割、責務、倫理	連携	国県自治体間連携		
町職員	町職員の責務、地域参加		広域連携		
参加・参画と協働	生涯学習				
文化のまちづくり	文化振興、文化権、多文化共生				
	地域資源を活かしたまちづくり				

## 各項目 論点

項目	論点
◆ 情報公開・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町の情報は公開の原則</li> <li>● 情報を公開するだけでなく、町民と共有する、わかりやすく伝える</li> <li>● 説明責任は情報公開から</li> <li>● 審議会等は原則公開(会議、議事録)</li> <li>★ 条例・規則に委任(広陵町情報公開条例等)</li> </ul>
	<b>他自治体の条文例</b>
	<p>【生駒市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</li> <li>・ 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・ 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。</li> </ul> <p>【生駒市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</li> </ul> <p>【大和郡山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、市民の知る権利を保障するとともに、市民に対して説明する責務を果たすため、保有する市政に関する情報を原則として公開しなければならない。</li> </ul> <p>【丹波市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、公正で透明性の高い市政運営及び市民の参画を推進するため、別に条例で定めるところにより市政全般に関わる情報をすみやかに市民と共有しなければなりません。このため、市は、市政に関する情報を積極的に市民に公開し、提供するものとします。</li> <li>・ 市は、市民への情報の公開及び提供にあたっては、広報紙、ホームページその他多様な方法を活用し、可能な限り市民各層に届くよう努めるものとします。</li> <li>・ 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその持っている情報の提供を求め、取得する権利を持っています。</li> </ul>
	広陵町情報公開条例

項目	論点
◆ 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報の保護</li> <li>● 町民の自分自身に関する情報の閲覧、訂正の権利</li> <li>● 個人情報提供の特例(法令に定めのあるとき(災害対策基本法等)、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。実施機関内や国等に提供する場合で事務に必要な限度での使用することについて相当な理由があるとき。)</li> <li>● ★ 条例・規則に委任(広陵町個人情報保護条例等)</li> </ul>
	<b>他自治体の条文例</b>
	<p>【生駒市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。</li> </ul> <p>【大和郡山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、市民の人権を守るため、保有する個人情報を保護しなければならない。</li> </ul> <p>【丹波市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう別に条例で定めるところにより個人情報の収集、利用、提供、管理等について厳正に取り扱わなければならない。</li> <li>・ 市は、保管する個人情報について、市民が自己に関する情報の開示、訂正等を求める権利に対して必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・ 市長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、個人情報を一定の認証手続を経た団体等に提供することができます。</li> </ul> <p>【佐用町】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町長等は、情報の共有に当たっては、佐用町個人情報の保護に関する条例で定めるところにより、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報を保護しなければならない。</li> </ul>
	広陵町個人情報保護条例

項目	論点
◆ 住民自治のあり方・定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民自治の定義、住民による自主的組織(独立した運営)</li> <li>● 住民自治の役割をどのように認めるか(公共的性格)。</li> <li>● 住民自治活動への参画推進をどのように考えるか。</li> <li>● 地域コミュニティ活動の階層、それぞれの位置づけ、意義、機能・役割・権利 <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での相互扶助、自主管理＝区・自治会(基礎的コミュニティ)</li> <li>・小学校区を範囲とした「地域自治組織」</li> </ul> </li> <li>● 行政(団体自治)と住民自治の関わり方について</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>他自治体の条文例</b></p> <p>【吉野町】(住民自治の定義、あり方、原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、町民が地域のさまざまな課題の解決に取り組み、より良い地域社会をつくろうとする自主的かつ主体的な営みをいいます。</li> <li>・ 住民自治の主体は、基礎的コミュニティ(区、町内会及び自治会)をはじめ、ボランティア団体や NPO の町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに積極的に参加する個人も含まれるものとしします。</li> </ul> <p>【生駒市】(市民自治の定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。</li> <li>・ 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO 等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。</li> </ul> <p>【伊賀市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。</li> <li>・ 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。</li> </ul> <p>【丹波市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民自治とは、共同体意識を持てる一定の地域において、市民が地域課題を解決し、よりよいまちをつくろうとする自主的かつ主体的な活動をいいます。</li> <li>・ 住民自治の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民団体、NPO、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者及びそれらで構成される住民自治組織であり、まちづくりに積極的に参加する個人も含まれるものとし、以下これらを「多様な主体」といいます。</li> </ul> <p>【飯田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、地域の特性と自主性が生かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。</li> </ul>

項目	論点
◆ 住民自治の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民による自主的組織(独立した運営)</li> <li>● 住民自治の役割をどのように認めるか(公共的性格)。</li> <li>● 住民自治活動への参画推進をどのように考えるか。</li> <li>● 地域コミュニティ活動の階層、それぞれの位置づけ、意義、機能・役割・権利 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣での相互扶助、自主管理＝区・自治会(基礎的コミュニティ)</li> <li>・ 小学校区を範囲とした「地域自治組織」</li> </ul> </li> <li>● 行政(団体自治)と住民自治の関わり方について</li> <li>● 行政による適切な支援を行う(支配はしない)。<span style="margin-left: 20px;">・ 自治の尊重</span><span style="margin-left: 20px;">・ 適切な支援策</span><span style="margin-left: 20px;">・ 業務の委託</span><span style="margin-left: 20px;">・ 意見を聞く、提案等</span></li> </ul>
	<b>他自治体の条文例</b>
	<p><b>【生駒市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</li> <li>・ 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。</li> <li>・ 市は、自治会、ボランティア、NPO 等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。</li> </ul>
	<p><b>【伊賀市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。</li> <li>・ 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</li> <li>・ 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。</li> <li>・ 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</li> </ul>
<p><b>【丹波市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民自治活動は、多様な主体が参画し、それぞれの特性を理解し、及び協働して豊かな地域社会実現に取り組むよう努めるものとしします。</li> <li>・ 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、尊重し、及び参加するよう努めるものとしします。</li> <li>・ 市長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、公共の担い手として尊重するとともに、その活動に対して技術的支援、財政的支援その他必要な措置を講じなければなりません。</li> </ul>	
<p><b>【飯田市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、地域の特性と自主性が生かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。</li> <li>・ 市は、市民組織が地域のまちづくりに取り組むため組織する委員会等の自主的及び自立的な運営を尊重します。</li> </ul>	
<p><b>【吉野町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民は、住民自治の重要性を認識し、自ら積極的にその活動に参加するとともに、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めます。</li> <li>・ 町は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、公共の担い手として尊重するとともに、その活動に対して支援その他必要な措置を講じるものとしします。</li> </ul>	

項目	論点
◆ 地域自治組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民自治の定義、住民による自主的組織(独立した運営)</li> <li>● 住民自治の役割をどのように認めるか(公共的性格)。</li> <li>● 住民自治活動への参画推進をどのように考えるか。</li> <li>● 地域コミュニティ活動の階層、それぞれの位置づけ、意義、機能・役割・権利 <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での相互扶助、自主管理＝区・自治会(基礎的コミュニティ)</li> <li>・小学校区を範囲とした「地域自治組織」</li> </ul> </li> <li>● 行政(団体自治)と住民自治の関わり方について</li> </ul>
	<b>他自治体の条文例</b>
	<p>【生駒市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO 等の多様な主体で構成される市民自治活を行う組織(以下「市民自治協議会」という。)を設置することができる。</li> <li>・ 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。</li> <li>・ 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。</li> <li>・ 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。</li> <li>・ 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</li> </ul> <p>【西脇市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、地域の特性を生かした自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織(以下「地域自治協議会」といいます。)を一に限り設立することができます。</li> <li>・ 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。</li> <li>・ 地域自治協議会は、自らの責任の下に、自主的かつ主体的な活動に取り組むものとします。</li> <li>・ 市は、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。</li> <li>・ 地域自治協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。</li> </ul>

項目	論点
◆ 基礎的 コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎的コミュニティの定義、役割及び参加促進並びに認知対策。</li> <li>● 基礎的コミュニティの地域自治組織(自治協議会)との関係性。</li> <li>● 行政による基礎的コミュニティへの支援策等。</li> </ul>
	<b>他自治体の条文例</b>
	<p>【名張市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。</li> <li>・ 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。</li> </ul> <p>【丹波市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会は、暮らしやすい地域社会を築くため身近な範囲で市民により自主的につくられた基礎的自治組織(以下「コミュニティ」といいます。)として、市民生活に必要な諸活動に自発的に取り組むものとしします。</li> <li>・ コミュニティは、多くの地域住民を構成員とする地域の総合的な自治組織としての役割と責任を自覚し、自治協議会の主たる担い手として参画するよう努めるものとしします。</li> <li>・ 市民は、地域に生活するものとしてコミュニティが行う自治の活動に積極的に参加し、交流しながら相互に助け合うとともに、地域の課題を共有し、解決に向けて取り組むよう努めるものとしします。</li> <li>・ コミュニティは、住民の合意により透明かつ民主的に運営されなければなりません。</li> <li>・ 市は、コミュニティの果たす役割を認識するとともにその自主性・自律性を尊重し、活動支援、コミュニティ相互の連携促進等必要な措置を講じるものとしします。</li> </ul>